

令和元年 1 1 月 1 8 日

議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

下郷町農業委員会 11月定例総会議事録

1 開催日時 令和元年11月18日(月)午後1時30分から午後2時20分

2 開催場所 下郷町役場庁舎 3階 「302会議室」

3 出席委員 (9人)

会 長 11番 渡 部 功

会長職務代理者 2番 星 正 喜

委 員 1番 湯 田 吉 春 4番 玉 川 勝 久

5番 大 竹 貫 一 6番 佐 藤 行 正

7番 星 希 9番 渡 部 博 行

10番 佐 藤 輝 男

推 進 委 員 星 昭 正

4 欠席委員 3番 小 山 常 喜 8番 渡 部 友 之

5 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

9番 渡 部 博 行 委員

10番 佐 藤 輝 男 委員

日程第2 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第4 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

・ 議案説明のため出席した職員 事務局長 渡 部 浩 市

・ 会議の書記 事務局 五 十 嵐 雛

議長 これより、会議を開きます。

本日の出席委員は、9名であります。事務局報告のとおり、定足数に達しておりますので、令和元年11月定例総会を、開会いたします。

本総会には、3議案、4件を提案いたしますので、委員各位の慎重なる審議をお願いいたします。

それでは会務の報告をおこないます。事務局から報告をさせます。

局長 (会務の報告)

議長 これで会務の報告を終わります。

日程第1、議事録署名委員の指名について、を議題といたします。

議事録署名委員は、会議規則第8条の規定により、9番渡部博行委員、10番佐藤輝男委員の両名を指名いたします。

両名には、本定例総会における議事録のご署名をお願いすることといたします。

議長 直ちに、議事に入ります。

日程第2、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について。日程第3、議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について。日程第4、議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について。関連がありますので、一括して議題といたします。

異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、一括して議題といたします。

この案件、[REDACTED]に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、審議開始から、終了まで一時退席をお願いいたします。

暫時休議いたします。

(暫時休議)

議長 再開します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 説明に入る前に、資料No.1をご覧ください。

資料No.1の2ページをお開きください。

議案第27号農地法第3条の整理番号1と議案第29号農地法第5条。

議案第27号農地法第3条の整理番号2と議案第28号農地法第4条。という

関係でございます。

資料No.1の1ページをお開きください。

農地法第3条の許可は、同法第5条と同時申請、同時許可とするということでありますので、まず、議案第27号農地法第3条の整理番号1と議案第29号農地法第5条を説明し、次に、議案第27号農地法第3条の整理番号2と議案第28号農地法第4条ということで説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定による農地の地上権設定等の許可申請が、その当事者より下記のとおり提出がありましたので、これを許可するものとする。

令和元年11月18日提出 下郷町農業委員会会長 渡部 功。

2ページをお開きください。

整理番号1、譲受人は、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]で、発電業で、譲渡人は、[REDACTED]の[REDACTED]です。

申請面積は、3筆、畑、8,387㎡に、区分地上権を10年間設定するものです。

申請事由は、支柱をたてて、営農型太陽光発電の下部の空中を利用するため、地上権を設定するという事由であります。

申請地の所在は、[REDACTED]、畑、1,762㎡、同じく、[REDACTED]、畑、1,666㎡、同じく[REDACTED]、畑、4,959㎡でございます。

議案書の7ページ、8ページは位置図です。

先月の農地パトロールの際に、皆さんに見ていただいた箇所でございます。

許可の判断基準としましては、資料No.1の11ページをお開きください。

問55 営農型発電設備の設置者が下部の農地の空中に区分地上権等の設定に伴う農地法第3条第1項の許可の判断基準は何かに対して、答えの3行目、処理基準において、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがなく、かつ、当該農地を目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものということで、貸主である[REDACTED]の同意があればいいとされておりますので、妥当と考えます。

議案書の5ページをお開きください。

議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について。

農地法第5条の規定による農地転用が、その当事者より下記のとおり提出がありましたので、意見書を付して県知事に進達するものとする。

令和元年11月18日提出 下郷町農業委員会会長 渡部 功。

6ページをお開きください。今、説明しました、議案第27号の整理番号1の農地を年、12,000円の賃借権を設定して、営農型太陽光発電設備の支柱及

び引き込み電柱用地として、10年間、一時転用するものであります。

申請事由としましては、農業と発電を両立可能な営農型太陽光発電を設置し、下部の農産物の販売、加工品開発を行い、農業者の経営安定化を図る。

9ページ、10ページが、土地利用計画図です。3か所にそれぞれ、同じ規格で、パネルが336枚、支柱の数が180本と引き込み電柱が1本で0.89㎡の一時転用でございます。

12ページ、13ページが、立体図になります。

14ページをお開きください。

下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込書です。

営農型発電設備の下部の農地面積は、1,011.75㎡で、2か所分の下部の面積になります。10年間、ミョウガを作付します。

次に16ページをご覧ください。利用する機械は、クボタTRS600の耕うん機で機械寸法が明示されています。農作業歴が33年のうちミョウガの農作業歴が6年あります。

次に17ページをご覧ください。

生育に適した日照量の確保ということで、遮光率41.9%であります。

次に、効率的な農作業の実施であります。支柱の高さと間隔をみると、営農するための空間が確保されています。

(3) 下部の農地の単収については、農林水産省の、平成28年産地域特産生産状況調査で、福島県のミョウガの地域の平均的な単収は、反あたり167kg、その8割の134kgを見込んでいます。

許可申請の判断基準としましては、資料No.1の12ページをお開きください。

県の事務処理要領でございます。第2、許可申請の要件の判断基準をご覧ください。

(1) 「簡易な構造で容易に撤去できる支柱」とは、基礎のないもの又は簡易な構造の基礎を有する支柱とするということで、本案件は打ち込み式でありますので、該当すると思います。

(2) 「申請に係る面積が必要最小限で適正と認められる」とは、発電計画によるパネル等の必要面積及びその下での作物栽培に必要な日射量と作業の確保のため必要最小限の面積とするということで、3か所に同じ規格で、設置するもので、1箇所あたり、パネルの枚数が、366枚、システム発電量が49.5kwであります。遮光率は41.9%であり、適当であると思います。

(3) 「支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められる」とは、原則としてトラクター及び軽トラックの使用と立ち作業が可能な「高さ」、「幅」が確保されているということなので、まず、「高さ」が2mで、耕うん機の作業には、差し支えないと考えられます。

次の「幅」ですが、177.9cmですので、耕うん機のロータリ幅が、50cmであり、作業するには十分可能な空間が確保されていると判断します。

資料No.1の12ページにお戻りください。

(4)「位置等からみて、営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」については、先月の10月定例総会で、町長からの意見照会で、農業委員会の意見として周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められると回答しております。

そのほかの土地での代替性の可能性の検討については、申請地と周辺候補地の比較検討表の提出があり、事業面積、立地場所等を勘案し、ほかに、申請地の周辺に転用目的達成が可能な農地がないと認められる。

転用による検討事項ということで、資力及び信用については、必要な資金については、すべて借入で完成させるとのことで、融資証明書も添付されており、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者は、おりません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、すぐに着工したいということとであります。

行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは、すでに、平成28年3月7日付けで、経済産業省より、発電事業計画の認定を受けております。

農地以外の土地の利用はございません。

計画面積の妥当性は、経済産業省の発電事業計画においても認められており、妥当と考えます。

法令により義務付けられている行政庁との協議は、該当ございませんが、東北電力会社との系統連系協議は終了しております。

以上諸許可要件の状況を鑑み、転用目的は問題ないと考えます。

なお、本件は、県と事前協議をしておりますことを申し添えます。

つづきまして、議案書に戻っていただき、2ページをお開きください。

整理番号2、譲受人は、[]の[]です。

譲渡人は、[]、[]
[]で、[]です。

申請面積は、1筆、原野、3,872㎡に、10年間の使用貸借権を設定するものです。

申請事由は、[]が支柱をたてて、営農型太陽光発電設備を設置するのに伴い、使用貸借権を設定して、経営の規模拡大を図るものであります。

申請地の所在は、[]、畑、3,872㎡でございます。

8ページは位置図です。

先ほどと同じ、先月の農地パトロールの際に、皆さんに見ていただいた箇所でございます。

譲受人、■■■■■は、機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題はなく、今回、取得する農地を合わせて、効率的に、常時、耕作を行うと認められ、地元の方でもあり、地域との調和要件を阻害するような問題はなく、農地法第3条第2項各号で規定する不許可の要件には、該当しないと考えております。

続いて、議案書の3ページをお開きください。

議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について。

農地法第4条の規定による農地転用が、その当事者より下記のとおり提出がありましたので、意見書を付して県知事に進達するものとする。

令和元年11月18日提出 下郷町農業委員会会長 渡部 功。

議案書の4ページをお開きください。

自分の農地に、自分で営農型太陽光発電設備を設置する申請となります。

今、説明しました、議案第27号の整理番号2の農地に営農型太陽光発電設備の支柱及び引き込み電柱用地として、0.89㎡を10年間、一時転用するものであります。

申請事由としましては、■■■が農業に専念できるように、農業経営の安定化を図るため、営農型太陽光発電を設置し、売電収入を得て、経済的に支援をするというものでございます。

11ページが、土地利用計画図です。

12ページ、13ページが、立面図になります。

18ページをお開きください。

下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書です。

営農型発電設備の下部の農地面積は、505.87㎡で、10年間みょうがを作付します。

以下は、議案第29号の第5条で説明したとおりです。

許可申請の判断基準につきましても、同じでございます。

検討事項に関しまして、議案第29号と同じでございますので、省略したいと思います。

この4件の議案につきまして、去る11月12日に、私と会長、星昭正最適化推進委員とで、譲受人でもあり譲渡人ともなる■■■■■、代理人の行政書士の■■■■■の立会いのもと、現地調査をして参りました。

申請のとおり、まちがいないということを確認しております。

以上でございます。

議長 続きまして、地区担当委員より調査結果の説明を求めます。音金地区担当推進委員の星昭正委員にお願いします。

星 昭正 11月12日に調査をしましたところ、事務局の説明のとおり、相違ござい
推進委員 ませんでしたので、ご審議をよろしく願います。

議 長 これで調査結果の説明を終わります。
只今から質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
本案に対し、ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1を採決
いたします。お諮りします。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

採 決 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請
について、整理番号1は、原案のとおり許可と決定いたします。
なお、許可日は、議案第29号の許可日になります。
続きまして、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、整理
番号2を採決いたします。お諮りします。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

採 決 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請
について、整理番号2は、原案のとおり許可と決定いたします。
なお、許可日は、議案第28号の許可日になります。
続きまして、日程第3、議案第28号農地法第4条の規定による許可申請につ
いて、を採決いたします。お諮りします。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

採 決 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第28号農地法第4条の規定による許可申請
については、原案のとおり意見を付して、県知事に進達するものと決定いたしま
す。
続きまして、日程第4、議案第29号農地法第5条の規定による許可申請につ
いて、を採決いたします。お諮りします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

採 決 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案のとおり意見を付して、県知事に進達するものと可決されました。

の入室を許可いたします。
暫時休議いたします。

(暫時休議)

議 長 以上で、本定例総会に、付議されました議事は、全案終了いたしました。
続きまして、当面の会務予定について事務局より説明をお願いいたします。

局 長 (会務の予定)

議 長 これで会務の予定の説明を終わります。
これをもちまして本定例会を閉会といたします。

(午後 2 時 20 分)

上記のとおり会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためにここに署名する。

令和元年 11 月 18 日

下郷町農業委員会 議長

委員

委員